

平成 2 3 年第 6 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日 (水曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 報告第 2 3 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 4 報告第 2 4 号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)
- 日程第 5 報告第 2 5 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 6 議案第 6 2 号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第 5 9 号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正について
(提案説明)
- 日程第 8 議案第 6 0 号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 9 議案第 6 1 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 0 議案第 6 3 号 那須塩原市税条例等の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 1 議案第 6 4 号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 8 号)
(提案説明)
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 1 5 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(提案説明)

日程第16 議案第56号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

(提案説明)

日程第17 議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)

(提案説明)

日程第18 議案第58号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第3号)

(提案説明)

日程第19 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について

(提案説明)

日程第20 議案第68号 町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定について

(提案説明)

日程第21 議案第66号 那須地区広域行政事務組合同規約の変更について

(提案説明)

日程第22 議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

(提案説明)

出席議員（28名）

2番	鈴木伸彦君	3番	松田寛人君
4番	大野恭男君	5番	平山武君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（1名）

1番 櫻田貴久君

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	松下昇君
副市長	増田徹君	教育長	井上敏和君
企画部長	室井忠雄君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	三森忠一君	総務課長	熊田一雄君
財政課長	伴内照和君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	長山治美君
福祉事務所長	玉木宇志君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
建設部長	君島淳君	都市計画課長	若目田好一君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	荒川正君
農業委員会 事務局長	成瀬充君	塩原支所長	臼井浄君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	齊	藤		誠	議事課長	渡	邊	秀	樹
課長補佐兼 議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作	議事調査係	小	磯	孝	洋

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。

本日招集になりました平成23年第6回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として20件の議案が提出されることになっております。

議員各位には、慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても、特段のご協力をお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさついたします。

ただいまから平成23年第6回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28名であります。1番、櫻田貴久君より欠席する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（君島一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に、

3番 松田寛人君

4番 大野恭男君

を指名いたします。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第6回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには、何かとお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会につきましては、人事院勧告に伴う給与条例の改正の関係もあり、例年の日程よりも2日ほど早く開会をさせていただきましたことをご容赦願います。

さて、月日のたつのは早いもので、いよいよあすから師走を迎え、本年も余すところ1カ月となりました。思い起こせば、平成23年は本市にとりまして合併7年目の、まさに前途洋々の機運の中でのスタートでありましたが、3月11日の東日本大震災と東京電力福島原発事故の発生により、さまざまな分野での状況が一瞬のうちに変わってしまったような気がいたします。

市民の皆さんには初めて経験する未曾有の大災害に、さぞ不安な気持ちを持たれたことと思いますが、災害発生以降、議員各位を初め関係団体、並びに市民の皆さんのご理解のもと、市を挙げて災害対応に取り組んだ結果、応急復旧に関しましては一つのめどが立つに至ったものと判断をいたしております。

ただし、原発事故に起因する放射能問題に対しましてはいまだ収束の方向性が見えず、今後においても息の長い対策が必要であると考えており、

議員各位のさらなるご協力をお願いするものでございます。

そのような状況の中、去る11月26日には、震災復興後初めてとなる市の総合防災訓練を実施したところであります。

今回の訓練は震災対応における課題を検証することを目的に、主に災害対策本部における情報伝達と自主防災組織との連携を念頭に実施をいたしました。初動対応を実施する過程で、幾つかの修正点なども確認することができました。有意義な訓練になったものと確信をいたしております。

今後、この訓練の成果を生かし、また継続して実施をしていくことで、災害対応の強化を図ってまいりたいと考えております。

当日は寒空の中ではありませんでしたが、多くの議員の皆さんにもご臨席を賜り、訓練をご観覧いただき、誠にありがとうございました。

このような中、12月の市議会定例会が開催されるわけですが、今回ご提案を申し上げます案件は、平成23年度の補正予算案件が7件、条例の改正案件が6件、一部事務組合規約の変更案件が2件、公の施設の指定管理者の指定案件及び区画整理事業に伴う町字の変更のほか、専決処分報告が3件の、合わせて20件でございます。

これらの内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件となりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

会期の決定

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） おはようございます。

これより、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る11月25日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日11月30日より12月20日までの21日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として、補正予算案件7件、条例案件6件、その他の案件4件、報告案件3件の計20件であります。

議案の取り扱いについてですが、議案第62号及び報告案件3件を除く16件については関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。市長提出による追加議案として、2件の提案が予定されております。台風15号により被災した寺子地区ほか4カ所の農地、農業用施設の災害復旧工事について、災害査定後に土地改良事業として施行する案件が1件、本定例会の会期中に示談が整った場

合に上程される専決処分の報告が1件ございます。この2件の取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議会提出の追加議案について申し上げます。

議会提出による追加議案として、この後述べる陳情の審査結果及び本定例会中に開催する放射能対策検討特別委員会の検討結果によりましては、意見書等の提出が予定されます。その取り扱いについても即決扱いといたします。

議案に対する質疑は先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

会派代表質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。

質問通告会派は1会派であり、日程上、12月2日に行うことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。

質問通告者は12名であり、日程上12月5日に4名、6日に4名、7日に4名の3日間といたします。

次に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した陳情が4件ございますが、配付された請願・陳情等文書表のとおり、そのうち3件を審議することとし、関係常任委員会に付託することといたします。

最後に、平成23年9月議会最終日において、決

算審査特別委員会第1分科会と第3分科会が同一の部門の審査を重複して行ったことに関する疑義が呈され、議長より検討を諮問された件について、議会運営委員会において結論を見ましたので、ご報告を申し上げます。

お手元に配付の資料をごらんいただきたいと思っております。

常任委員会審査の所管を定めている那須塩原市議会委員会条例第2条では、西那須野支所及び塩原支所の所管に関する事務は、総務企画常任委員会の所管である旨、規定しております。

よって、決算審査特別委員会第1分科会で審査すれば足りるということになります。

しかし、各分科会の大きな目的別分類の視点から見れば、決算の内容を知りたいと考えるのはそれほど不自然なこととは思われません。

本市議会の会議規則第96条には、「委員会は、審査、又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる」と、連合審査会開催の規定が既に規定されておりますので、その方法により審査することが適切な対処方法であります。

よって、本定例会においては、「審査又は調査のため必要がある」と認める委員会は、常任委員会の審査日の前にご検討いただき、連合審査会の開催を、主たる常任委員会と協議されるようお願いし、そのように取り扱うこととしたいと思います。

また、本市議会では、慣行として予算案を各常任委員会に分割付託しておりましたが、今回の事例を契機とし、昭和29年9月3日の行政実例1議案を2以上の委員会に付託すべきものではない。予算は不可分であって、2以上の委員会で分割審査すべきものではないという見解に沿って、来る3月定例会における（仮称）予算審査特別委員会

の設置に向け、当委員会において検討を開始いたしました。

この件に関しましては具体案がまとまり次第、全協等を通して再度協議をお願いしたいと思いますので、お含みおきくださいますようお願いを申し上げます。

以上が、議会運営委員会における審査の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長報告のとおり、本日から12月20日までの21日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

会議規則第36条の規定により、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

報告第23号～報告第25号の
上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第23号 専決処分の報告についてから、日程第5、報告第25号 専決処分の報告についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第23号から報告第25号までの3件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 報告第23号から報告第25号までの3件につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解等について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げるものであります。

まず、報告第23号につきまして申し上げます。

議案書は41ページから42ページになります。議案資料はございません。

本件は、平成23年9月20日、那須塩原市鍋掛地内において発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。事故の状況につきましては、市道黒磯大田原2号線の路面の補修の作業中に市有トラックを後退させたところ、後方確認が不十分であったため、後部より直進してきた相手方車両と接触し、損傷させたものであります。

両者協議の結果、過失割合は市側100%とすることで示談が成立し、市から相手方に損害賠償額32万7,882円を支払い、今後この件に関し双方とも異議の申し立て、訴訟等をしないことで和解いたしました。

次に、報告第24号につきまして申し上げます。

議案書は43から44ページになります。議案資料

はございません。

本件は、平成23年10月3日、那須塩原市若葉町地内において発生した車両事故に関し、市側車両の損傷について和解したものであります。

事故の状況につきましては、わかば保育園駐車場内に駐車していた公用車に移動中の相手方車両が接触し、これを損傷させたものであります。両者協議の結果、過失割合は相手側100%とすることで示談が成立し、市側車両の損害額7万554円を相手側が支払い、今後この件に関し双方とも異議の申し立て、訴訟等をしないことで和解いたしました。

次に、報告第25号につきまして申し上げます。

議案書は45から46ページとなります。議案資料はありません。

本件は、平成23年5月29日、那須塩原市沼野田和地内において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市道下中野沼野田和線を走行していた相手方車両が下水道マンホール付近の段差に左後輪を接触させ、ホイールを損傷したものであります。当該マンホールは地震の影響で隆起していたため舗装の応急修繕を行ってありましたが、その後修繕箇所の一部が破損し、再び段差が生じていたものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償額7万2,954円を支払い、今後この件に関し、双方とも異議の申し立て、訴訟等をしないことで和解いたしました。

以上、3件につきましてご報告を申し上げます。議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

議案第62号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、議案第62号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第62号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は12ページから18ページ、議案資料につきましては31ページから34ページでございます。

本案は、平成23年の人事院勧告を受け、その実施のために、那須塩原市職員の給与に関する条例及び那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この2本の条例を一部改正することについて、一括して1本の改正条例として提案するものであります。

主な改正の内容につきましては、第1条は職員の給与に関する条例の一部改正で、給料表を平均0.23%の減額改定とするものであります。また、第2条は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、現給保障の基礎額を0.49%減額とする改正であります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この人勤の減額改定に関して、那須塩原の組合からはどのような意見が出たかと、その話し合いをどのように持ったのかという、その経過を聞かせてください。

それと、議案書の17ページのところで、この表は減額改定対象職員、要するに1級でしたら93号

までということですので、現在93号までであるということは、これ以外のものというのは1級ではないので、1級は全然変更がなかったというふうにとらえて、2級から、1号から76号まではそのまま、77号級から減額対象になるという、要するにここに書かれている1号級、次から減額対象になっていくんだというふうはこの表は読めるんですけども、この1級から8級までの間で、この何号級という決めたの、どういう根拠でこれは決まってくるものなんでしょうか。その辺のところをちょっと説明してください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の人事院勧告につきましては9月に出されたものでございまして、その後、総務課において人事院勧告の取り扱いを協議し、さらに組合とも話し合いを持ちながら、この取り扱いについては検討してきたところでございます。

組合におきましては、この給与そのものの0.23平均の改定というのは了解をいただいているところでございます。

給料表の関係ですけれども、今回の勧告を受けまして、給与表の改定におきましては、先ほどお話がありましたように行政職1級から8級までの等級がございまして、この中で1級から3級までの若年層については引き上げがない形になります。4級から8級までの人たちが引き下げの対象になるということで、それぞれの給料に応じた中で、40代では最大0.4%の引き下げ、50代におきましては最大で0.5%の引き下げということで、平均で0.23%引き下げになるというものでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 生活する上で割と、子

どもが学校に行かなければならない、家を建てた、ローンの返済があるというようなところで、0.23は組合が了解したということですがけれども、この割り振りに関して、組合の方はどのように言っているのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（三森忠一君） 今回の勧告につきましては人勤モデルということで、総務課のほうでも検討した中で申し上げますと、例えば主査40歳で配偶者、子ども1人というような家庭におきましては、年間の給与額の差が1万1,542円ということで、1年間で1万1,000円ということですので、月にしますと大体1,000円ぐらいという形になります。そういった状況もありまして、組合のほうでは特にこの件については何も意見はありませんでした。

以上でございます。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） おはようございます。

10番、高久好一です。

議案第62号 那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正に反対する討論を行います。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。条例改正の主なものは、民間ボーナスに当たる職員の給与を本年度から、若年層は据え置き、40歳代では最大0.4%、50歳代では最大0.5%を引

き下げ、ことし4月にさかのぼって職員平均で0.2%引き下げるといふもので、今回はその差額はボーナスで差し引いて調整するといふものです。

給与改定に伴う影響額は給与期末テストで466万7,000円の減額とし、一般職手当等の合計額では9,018万4,000円の削減を行うとしています。こうした県や他の自治体などの広範な給与の減額は減収の押しつけにとどまらず、民間企業の従業員の給与引き下げにもつながり、地域の復興と景気後退に深刻な影響と給与引き下げの競争の悪循環をもたらしています。これは、一たん払った給与を返せといふものであり、職員の暮らしに大きなダメージを与えるのは明らかです。

このような給与カットのやり方は認めることはできません。ここで、見過ごすことができないのは、出向や早期退職などが横行している民間の雇用のあり方との違いを無視したやり方であり、このような調整は極めて乱暴、粗雑なやり方だと言わなければなりません。

2002年に小泉自公内閣が打ち出した総人件費抑制政策が、本来中立であるべき人事院にも押しつけられ、財界や大企業が意図的につくり出した官民格差に民間準拠の名のもとに公務員労働者に給与の引き下げを迫るもので、景気回復と復興を求める多くの国民の声にこたえようとしない人事院勧告は、労働基本権制約の代償措置の役割を投げ捨てるものであり、厳しく指摘しておかなければなりません。

こうした大規模な給与削減は、職員の生活だけでなく、地域経済にも大きな影響を与えます。日本社会も那須塩原市の地域経済も、長引く不況と震災、東京電力の原発事故による放射能汚染による被災から抜け出せずにいます。給与が下がり経済が冷え込むと、物が売れず商品の値段をさらに下げようになります。そのコスト削減のために、

また人件費を引き下げる。この結果さらに消費が冷え込んでいく要因ともなります。ここから脱出する道は、消費者の懐を直接温めて、物が売れるようにすることです。

雇用を非正規から正規に切りかえるなどして、家計の所得をふやす。大企業と高額所得者には応分の税負担で社会的責任を果たしてもらおうというのが、税制の世界の流れです。それができれば製造業でも生産を伸ばし、商業も活発になり、景気全体が上向き、民間給与も引き上げる条件が開かれていきます。

ところが、今回の市職員の給与削減はそれらに逆行し、デフレを加速させる政策となり、地域経済をますます冷え込ませ、民間給与をさらに落ち込ませる要因になります。民間と公務員が給与の引き下げを競争する、こうした悪循環は一刻も早く断ち切るべきです。地域経済を活性化させ、民間給与も引き上げるように民間に手本を示すのが、市役所の仕事です。

昨年の11月30日に引き続き、3年連続でことしも行おうとする給与削減は当然やるべきではありません。市は職員の生活と権利を守る立場に立って、暮らしや子育てに必要な給与水準になっているかを、自主的に判断する必要があります。このことを厳しく指摘して、議案第62号に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号については、原案のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第7、議案第59号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第59号 那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書8から9ページ、議案資料はございません。

本案は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、那須塩原市スポーツ振興審議会条例の全部を改正するものであります。

本件改正により、条例名を那須塩原市スポーツ推進審議会条例とし、根拠法や条項の改正を行うほか、審議会名をスポーツ推進審議会と改めるものであります。審議会の所掌事務としましては、第2条に地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項及び補助金の交付について意見を述べることを明記します。また、審議会の構成組織については、第3条において法第2条2項に規定するスポーツ団体の代表者を明記するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第60号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第8、議案第60号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第60号 那須塩原市総合計画審議会条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案資料29ページとなります。

本案は、地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想の策定義務が撤廃されたことに伴い、那須塩原市総合計画審議会条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、地方自治法に基づくと規定していた市の基本構想について、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための事務と変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第61号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第9、議案第61号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第61号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書11ページ、議案資料30ページとなります。

本案は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことを受け、那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び那須塩原市体育施設条例の2本の条例を一部改正することについて、1本の改正条例として提案するものであります。

第1条は、那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するもので、別表のスポーツ振興審議会委員をスポーツ推進審議会委員に、体育指導員をスポーツ推進委員にそれぞれ改めるほか、体育指導員協議会委員を削除するものであります。

また、第2条は、那須塩原市体育施設条例の一部を改正するもので、法改正の趣旨にのっとり、体育施設設置の目的として、スポーツの普及、振興を図ることからスポーツ活動の推進を図ることに改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第63号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第10、議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正についてを議

題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第63号 那須塩原市税条例等の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書19ページから25ページ、議案資料につきましては35ページから54ページです。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を図るため、地方税法等の一部が改正されたことを受け、これら国の関係法令との整合性を保ち、早急な対応を図るため、那須塩原市税条例及び那須塩原市税条例の一部を改正する条例、この2本の条例を一部改正することについて、一括して1本の改正条例として提案するものであります。

主な改正の内容は、市税における過料等の租税罰則の上限を3万円から10万円に引き上げるほか、寄附金税額補助の対象を公益社団法人と公益財団法人に拡大し、控除の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

また、市税負担軽減措置として肉用牛の売却による農業所得の課税特例となる頭数を縮減した上、特例期間の延長を行うほか、証券税制において景気回復に万全を期すため、上場株式等の配当や譲渡益にかかる軽減税率の期間を延長する措置を講じるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第64号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第11、議案第64号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第64号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書26ページから27ページ、議案資料につきましては55ページでございます。

本案は、議案第63号と同様に、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、那須塩原市都市計画税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、地方税法の改正に伴う条項番号の整理等を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第52号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第12、議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 議案第52号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページから15ページであります。

今回の補正は、平成23年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足の調整や国・県

の補助事業の変更、決定等に伴う調整のほか、東日本大震災及び台風15号による災害復旧及び東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染対策事業等に要する経費について、必要な予算措置を行うものであります。

まず、歳入では、国・県補助事業の変更、決定等により、9款地方特例交付金に1,735万2,000円を、10款地方交付税に35万8,000円を、14款国庫支出金に1億4,801万7,000円を、15款県支出金に9,676万7,000円をそれぞれ追加いたします。

また、16款財産収入では、土地等の賃借料として11万7,000円を、18款繰入金では、旧西那須野清掃センター解体撤去工事に係る経費の財源として、基金の一部を取り崩して7,868万2,000円をそれぞれ追加いたします。

一方、20款諸収入では、自治総合センター一般コミュニティ助成金の確定などにより906万7,000円を、21款市債では、社会資本整備総合交付金事業及び東日本大震災による災害復旧費の確定額により8,490万円をそれぞれ減額いたします。

歳出では、1款議会費で人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の過不足の調整により407万9,000円を、2款総務費で同じく人件費の調整額により6,811万4,000円をそれぞれ減額いたします。

3款民生費では、障害者自立支援法による障害者福祉サービス費及び生活保護費などの増加による3億3,830万7,000円を、4款衛生費では、放射能対策事業及び旧西那須野清掃センター解体事業などにより、1億1,275万7,000円をそれぞれ追加いたします。

5款労働費では、人件費の調整により2万7,000円を減額し、6款農林水産業費では、畜産担い手育成総合整備事業などにより2,242万4,000円を追加いたします。

7款商工費では、人件費の調整により157万

2,000円を、8款土木費では、社会資本整備総合交付金事業の確定などにより、1億8,722万8,000円をそれぞれ減額いたします。

9款消防費では、東日本大震災の影響による消防団員等公務災害補償等負担金の増により3,271万8,000円を、10款教育費では、人件費の調整額により3,780万9,000円を、11款災害復旧費では、台風15号による災害復旧事業及び東日本大震災による社会教育施設の災害復旧事業により、3,663万1,000円をそれぞれ追加いたします。このほか、14款予備費において、歳入との差額7,230万円を減額調整いたします。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ4億4,732万6,000円を追加し、平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算の総額を432億5,416万9,000円とするものであります。また、今回の補正予算におきまして、新たに1件の継続費と20件の債務負担行為の決定を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

市長（栗川 仁君） 訂正をお願いいたします。

予算総額になりますけれども、これらにより歳入歳出それぞれ4億と申し上げたそうでございますけれども、2億4,732万6,000円でございますので、ご訂正をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第53号～議案第55号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第13、議案第53号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、

日程第15、議案第55号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第55号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第53号から議案第55号までの3件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第53号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書2ページ、議案資料は16から18ページとなります。

今回の補正は、平成23年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足調整と平成23年度分介護納付金の額の確定に伴う予算措置を行うものであります。

歳入では、9款繰入金で一般会計繰入金2,211万3,000円を減額いたします。

歳出では、1款総務費で職員給与費2,211万3,000円を減額いたします。2款保険給付費では、退職被保険者等療養給付費に1億1,230万6,000円、一般被保険者療養費に1,000万円、審査支払手数料に200万円、葬祭給付費に80万円の、合わせて1億2,510万6,000円を追加いたします。

6款介護納付金では、平成23年度の額の確定に伴い、1億2,869万8,000円を減額いたします。

11款諸支出金では、一般被保険者保険税還付金に年金型生命保険の所得税二重課税による還付金250万円、償還金に特定健康診査の前年度分の精

算による還付金59万2,000円、還付加算金に50万円の、合わせて359万2,000円を追加いたします。

これらにより歳入歳出それぞれ2,211万3,000円を減額し、補正後の予算総額を130億1,723万6,000円とするものであります。

次に、議案第54号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書3ページ、議案資料19から20ページとなります。

今回の補正は、平成23年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足調整について予算措置を行うものであります。

歳入では、2款繰入金において一般会計からの繰入金11万5,000円を減額し、歳出では、1款総務費で職員給与費11万5,000円を減額いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ11万5,000円を減額し、補正後の予算総額を7億2,160万8,000円とするものであります。

最後に、議案第55号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書4ページ、議案資料21から22ページとなります。

今回の補正は、平成23年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足調整について予算措置を行うものであります。

歳入については、7款繰入金において一般会計からの繰入金232万2,000円を減額し、歳出では1款総務費で職員給与費232万2,000円を減額いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ232万2,000円を減額し、補正後の予算総額を60億3,097万6,000円とするものであります。

以上3件につきまして、よろしくご審議の上、

ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第56号及び議案第57号

の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第16、議案第56号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）と、日程第17、議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号と議案第57号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第56号から議案第57号までの2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第56号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書5ページ、議案資料23ページから24ページでございます。

今回の補正は、平成23年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費等の過不足調整と、国庫補助事業の補助金予算執行留保の解除に伴う工事費追加のための予算措置を行うものであります。

歳入では、3款国庫支出金において、特定環境保全公共下水道事業費補助金1,300万円を、7款市債では、特定環境保全公共下水道建設事業の財

源として1,280万円を、それぞれ追加いたします。

歳出では、1款下水道管理費の総務管理費において、職員給与費279万8,000円、下水道総務事務費で消費税の年度内中間納付のため320万2,000円を、それぞれ追加いたします。

また、施設管理費では、県道西那須野停車場線電線共同溝工事に伴う公共ます移設のための工事請負費153万円を追加する一方、水処理センター等維持管理業務委託料で655万2,000円を、下厚崎第1中継ポンプ場用地取得費の確定により76万6,000円を、それぞれ減額いたします。

2款下水道建設費の特定環境保全公共下水道建設事業では、社会資本整備総合交付金留保解除に伴う追加事業として、赤田井口汚水幹線舗装本復旧工事2,600万円と、公共汚水ます設置の増加分の工事請負費122万円の、合わせて2,722万円を追加いたします。

4款公債費では、未償還分償還金利子の額の確定により、163万2,000円を減額いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ2,580万円を追加し、補正後の予算総額を27億4,544万7,000円とするものであります。

次に、議案第57号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書6ページ、議案資料25ページから26ページです。

今回の補正は、平成23年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足調整のほか、消費税還付金確定等による財源調整に伴う予算措置を行うものであります。

歳入では、2款事業収入で温泉特別使用料141万6,000円、6款諸収入で消費税及び地方消費税還付金237万1,000円をそれぞれ追加する一方、7款市債で、上、中、塩原温泉管理事業施設改良事

業債360万円を減額いたします。

歳出では、1款温泉事業管理費で、職員給与費22万3,000円を追加する一方、4款予備費3万6,000円を減額するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、補正後の予算総額を1億6,502万1,000円とするものであります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号の上程、説明
議長（君島一郎君） 次に、日程第18、議案第58号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 議案第58号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書7ページ、議案資料27から28ページです。
今回の補正は、平成23年人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の過不足の調整について

予算措置を行うものであります。

まず、収益的収入では、第2項営業外収益の他会計補助金で子ども手当の額の確定に伴う18万2,000円を追加し、補正後の予定額を24億3,902万3,000円とするものであります。

収益的支出では、第1項営業費用で、職員23人の人件費の調整により1,202万9,000円を減額し、補正後の予定額を、23億4,775万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入では、第7項一般会計補助金で、子ども手当の額の確定に伴い43万3,000円を減額し、補正後の予定額を9億4,285万9,000円とするものであります。

資本的支出では、第1項建設改良費で、職員8人の人件費の調整により1,099万9,000円を減額し、補正後の予定額を19億8,289万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。
議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第65号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第19、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書28から32ページ、議案資料56から71ページとなります。

本案は、56カ所の公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決要件であります指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間の3項目について、議会の議決を求めるものであります。

にしなすの運動公園ほか1施設につきましては那須ヘルスセンター環境整備共同事業体を、西那須野図書館ほか16施設につきましては、大高商事・大新東ヒューマンサービス・藤井産業共同事業体を、元気アップデイサービスセンターさくらほか2施設につきましては公益社団法人那須塩原市シルバー人材センターを、塩原温泉湯っ歩の里につきましては、北関東総合警備保障株式会社を、那須塩原市もみじ谷大吊橋につきましては、たかはら森林組合を、那須塩原市塩原温泉家族旅行村につきましては、特定非営利活動法人キャリアコーチを、那須塩原市塩原温泉華の湯につきましては、北関東総合警備保障株式会社を、鳥野目河川公園につきましては、特定非営利活動法人キャリアコーチを、黒磯公園ほか20施設につきましては、公益社団法人那須塩原市シルバー人材センターを、それぞれ指定管理者として指定するものであります。

これらの指定の期間につきましては、いずれも平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年となります。

また、那須塩原市健康長寿センターにつきましては、財団法人那須塩原市施設振興公社を、那須塩原市ふれあいの森につきましては、社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会を、那須塩原市青木ふるさと物産センターにつきましては、財団法人那須塩原市農業公社を、那須塩原市地域資源総合管理施設につきましては、アグリバル塩原会を、那須塩原もの語り館につきましては、株式会社塩

原もの語り館を、那須塩原市板室健康のゆグリーン
ングリーンほか1施設につきましては、財団法人
那須塩原市施設振興公社を、那須塩原市黒磯文化
会館につきましては、財団法人那須塩原市施設振
興公社をそれぞれ指定管理者として指定するもの
であります。

これらの指定期間につきましては、いずれも平
成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ
年となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりま
した。

議案第68号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第20、議案第68
号 町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定
についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第68号 町及び字の
区域の変更、並びに町の区域の設定について、提
案のご説明を申し上げます。

議案書36ページから40ページ、議案資料は77ペ
ージです。

本案は、那須塩原駅北土地区画整理事業の施行
の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合し
ない字の区域が生じたため、全面的な変更が必要
となることから、事業施行区域内の町及び字の区
域の変更、並びに町の区域の設定をするため、地
方自治法第260条第1項の規定により、議会の議
決を求めるものであります。

なお、町及び字の区域の変更、並びに町の区域

の設定については、那須塩原駅北土地区画整理事
業に係る換地処分公告のあった日の翌日から施
行いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりま
した。

議案第66号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第21、議案第66
号 那須地区広域行政事務組合規約の変更につい
てを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 議案第66号 那須地区広
域行政事務組合規約の変更について、提案のご説
明を申し上げます。

議案書33ページ、議案資料72から73ページとな
ります。

本案は、那須地区広域行政事務組合規約の変更
につきまして、地方自治法第286条第1項及び第
290条の規定により、議会の議決を求めるもので
あります。

変更の内容につきましては、現在、那須地区広
域行政事務組合で行っている広域市町村圏計画の
策定及び連絡調整に関する事務と、ふるさと市町
村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施
に関する事務について、社会経済情勢の変化や市
町合併により当初の役割を終えたものと判断して、
これらの事務を廃止することと決定したことから、
規約中の共同で処理する事務から、これらを削除
するものであります。

また、現在、那須塩原市及び大田原市にある休

日等急患診療所を統合し、平成24年7月に開院する那須赤十字病院内に設置され、那須地区夜間急患診療所の管理運営を組合において行うこととしたため、この事務を規約の共同で処理する事務に追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第67号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第22、議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（増田 徹君） 議案第67号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

議案書34ページから35ページです。議案資料は74ページから76ページとなります。

本案は、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴い、組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容は、平成24年4月1日から、本市を初めとする10市、12の町、12の組合等が議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害、または通勤災害に対する補償事務と公立学校の非常勤の学校医等の公務災害に対する補償事務を、組合において共

同処理するものであります。

また、同日から栃木県後期高齢者医療広域連合が議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害、または通勤災害に対する補償事務を共同処理するために、組合に加入することになるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時23分